

建設工事における技術者等の配置基準

栃木市が発注する建設工事における技術者等の配置基準については次のとおりとします。この基準のほか、建設業法及び監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等の関係法令に従い適正な配置を行ってください。

1. 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の配置について

建設工事を施工するにあたっては、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者のいずれかを配置することが必要です。

- (1) 請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事では、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者の配置が必要になります。

ただし、専任を要する主任技術者においては、連続性が認められる工事、又は施工に調整を要する工事では工事現場の間隔が10キロメートル程度までの場合は、専任が必要な工事を含めて原則2箇所まで管理ができることとします。

また、監理技術者を専任で置くことが必要な建設工事においては、次の要件をすべて満たせば、受注者である特定建設業者は監理技術者を複数の工事現場で兼務させることができる特例監理技術者を置くことができます。

- ①監理技術者補佐（※）を当該工事現場ごとに専任で配置すること。
- ②兼任できる工事は2箇所まで、いずれも栃木市内で施工する工事とし、かつ、いずれの工事も請負代金額が3億円未満（営繕工事は2億円未満）であること。
- ③国、県、他市町、特殊法人等の他機関の発注工事と兼任する場合は、その特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨記載されていること。

※監理技術者補佐には、資格要件があります。

- (2) 請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事では、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がなく、また、技術者の専任配置を必要としない本市が発注した他の工事の主任技術者又は監理技術者と複数兼任することができます。ただし、現場代理人を兼務している場合には2箇所まで兼任することができます。

- (3) 下請金額が総額で4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事では、監理技術者を配置しなければなりません。

※一般建設業で許可を受けている業者は、総額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上を下請けに出すことはできません。

- (4) 主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼務することができます。ただし、現場代理人を兼務する主任技術者又は監理技術者が、それ以外の工事の主任技術者又は監理技術者になることは認められません。なお、詳細は、「7. 現場代理人の兼務と主任技術者等の配置について」を参照してください。

- (5) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（※）を有することが必要です。

※直接的かつ恒常的な雇用関係とは次の要件を満たすことを言います。

- ①他の会社からの在籍出向者や派遣社員でないこと。
- ②一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること。
- ③専任の主任技術者又は監理技術者の場合は、①、②に加え、入札日の以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

- (6) 主任技術者にいわゆる実務経験者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに規定する実務経験者）を配置する場合には、経営事項審査の申請様式「別紙二 技術職員名簿」又は実務経験証明書等を提出していただきます。なお、この場合の実務経験とは主任技術者になろうとする工事と同一工種である工事の経験を指すこととします。

例：舗装工事では、舗装新設工事や舗装修繕工事などの経験が該当します。

工事内容の一部に舗装が入っているという理由での土木一式工事や水道施設工事などの経験は認められません。

- (7) 建設業法等の規定にかかわらず、監理技術者を配置すべき場合等については、入札公告や設計図書等に明記をしますので、それに従って配置してください。

2. 専門技術者の配置について

一式工事の受注者が、その工事に含まれる他の専門工事を自ら施工しようとするときは、当該専門工事の施工に必要な資格を有する者を専門技術者として配置することが必要になります。（専門技術者と主任技術者又は監理技術者は兼任できます。）

3. 主任技術者又は監理技術者の施工途中における変更

主任技術者又は監理技術者の途中交代は、原則として認めません。ただし、受注者からの協議により、次の要件をすべて満たし、発注担当課において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ない場合のみに限り認めます。

特に、事後審査型条件付き一般競争入札において、入札参加資格要件確認申請書（事後審査）に記載した配置技術者は、施工期間中も含めて、病気休暇や退職等の特別な理由を除いて変更することができませんので、事後審査の段階で下請契約が総額4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を超えるかどうか流動的な場合は、途中で技術者の変更が生じないように、当初から監理技術者の資格を有する者を配置してください。

- (1) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事

- ① 交代の時期は工程上一定の区切りと認められること。
- ② 交代前後における技術者の資格及び技術力が同等以上に確保されること。
- ③ 工事の持続性及び品質が確保されること。

※主任技術者が他の工事と主任技術者を既に兼任している場合において、いずれかの工事が増額の契約変更により主任技術者の専任を要する工事となったことに伴い、変更の必要が生じたとき等の場合は、上記の①を満たさなくとも認めます。ただし、この場合において、当該主任技術者は契約変更により技術者を専任で配置すべき工事の主任技術者とします。

- (2) 主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事

上記の①～③に加えて、次の要件を満たすこと。

- ④ 死亡したとき
- ⑤ 傷病等により変更が必要であると認められるとき
- ⑥ 人事異動により配置が不可能であると認められるとき
- ⑦ 退職したとき
- ⑧ 受注者の責めによらない長期の工事中止のとき
- ⑨ 受注者の責めによらない大幅な工事内容の変更による工期延長のとき
- ⑩ 工場製作を含む工事（工場から現地へ工事現場が移行する場合）
- ⑪ 長期間工事（一つの契約工期が複数年に及ぶ場合）

※監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期

途中での途中交代には該当しません。

4. 現場代理人の配置について

現場代理人とは、契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐しなければなりません。

- (1) 現場代理人は、資格保有者である必要はありません。ただし、発注者側の指示を理解すること、苦情処理等への対応が適格にできることなど現場代理人としての職務を果たすことができる者を配置することは受注者側の当然の責務となります。
- (2) 現場代理人が、当該工事に必要となる資格保有者である場合は、主任技術者又は監理技術者を兼務することができます。なお、詳細は「7. 現場代理人の兼務と主任技術者等の配置について」を参照してください。
- (3) 請負金額にかかわらず、建設業許可申請において「営業所専任技術者」又は「経営業務管理責任者」とした者は、現場代理人になることができません。
- (4) 現場代理人は、直接的かつ恒常的な雇用関係（※）を有することが必要です。

※直接的かつ恒常的な雇用関係とは次の要件を満たすことを言います。

①他の会社からの在籍出向者や派遣社員でないこと。

②一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること。

- (5) 現場代理人は、3か月以上の雇用関係は必要としません。ただし、専任の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、その条件を満たすことが必要となります。
- (6) 現場代理人の常駐義務の緩和について、次のとおり取扱うこととします。

①工事期間中の措置

次のいずれかに該当し、発注担当課が、当該現場代理人との連絡体制が確保されていると認めた場合には常駐を要しないこととします。

ア. 工事の全部の施工を一時中止している期間

イ. 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

ウ. 工場製作のみが行われている期間

エ. 工事現場で作業が行われていない期間

②他の工事との兼任を認める措置

次のすべての要件を満たす場合に、同一現場代理人が2箇所まで兼任することができます。なお、別途、現場代理人兼任届の提出が必要です。

ただし、兼任を認めた場合においても、着手後、市が工事の品質又は工程等に影響があると判断する場合には、兼任を解除し、資格及び技術力が同等以上である別の者を現場代理人として配置することを求めることがあります。

ア. 栃木市内に本店を有する者であること。

イ. 兼任する工事の請負額がいずれも4,000万円未満であること。（※）

ウ. 兼任させようとする現場代理人が、兼任しようとする2箇所の工事以外の主任技術者又は監理技術者になっていないこと。

エ. 他の発注機関（国、県等）の工事において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者となっていないこと。

※イに該当する場合でも、いずれかの工事が増額の契約変更により、請負額が4,000万円以上になった場合は兼任を認めません。この場合において、当該現場代理人は契約変更により4,000万円以上となった工場の現場代理人とします。

5. 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）について

建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする工種ごとに専任の技術者を置かなければなりません。営業所の専任技術者は営業所に常勤し建設工場の請負契約の適正な締結や履行の確保のため専らその職務に従事することが求められています。

- (1) 1人で資格を有する複数工種の営業所の専任技術者を兼ねることは可能です。
- (2) 営業所の専任技術者は、受注した工場の工種にかかわらず、現場代理人を兼務することはできません。
- (3) 次の要件を全て満たせば、主任技術者又は監理技術者と兼務することは可能です。
 - ①当該営業所において請負契約した建設工事であること。
 - ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
 - ③専任を要しない工事であること。

6. 経営業務の管理責任者（建設業法第7条第1号）について

建設業の許可を取得するためには、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務について総合的に管理し、執行した経験を十分に有する者を経営管理の責任者としてあらかじめ（営業所ごとに）配置しておく必要があります。

- (1) 経営業務の管理責任者は常勤でなければなりません。なお、営業所の専任技術者と経営業務の管理責任者を兼務することは可能です。
- (2) 経営業務の管理責任者は、現場代理人を兼務することはできません。
- (3) 経営業務の管理責任者は、主任技術者又は監理技術者を兼務することはできません。

7. 現場代理人の兼務と主任技術者等の配置について（例示）

主任技術者：請負金額4,000万円未満の工事における技術者については、複数の工事を兼任することができます。ただし、現場代理人を兼務する場合は兼務する工事以外の主任技術者になることは認めません。

現場代理人：原則として、工事現場に「常駐」だが、請負金額4,000万円未満の工事については、2箇所まで兼任することができます。ただし、兼任する2箇所の工事以外の主任技術者又は監理技術者となることは認めません。

- ・ X、Y（有資格者）、Z（資格なし）がいることを想定し、A工事⇒B工事⇒C工事の順（又はA工事とB工事は同時）に契約をすると仮定する。
- ・ 次のパターンは、それぞれの工事とXさん、Yさんの保有資格が同等であることを前提とするため、実際には自社の技術者が保有する資格の種類により、状況が変わるので注意して下さい。

1. 原則として考えられる常駐緩和のパターン

パターン1 (配置可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Xさん	Xさん	Yさん
現場代理人	Xさん	Xさん	Yさん

⇒現場代理人を兼務する主任技術者のXさんは、2箇所まで兼任することができます。

2. その他に考えられるパターン

パターン2 (配置可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Xさん	Yさん	Yさん
現場代理人	Xさん	Xさん	Zさん

⇒現場代理人を兼務する主任技術者のXさんは、他の工事の現場代理人を兼任することができます。

パターン3 (配置可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん
現場代理人	Yさん	Yさん	Zさん

⇒現場代理人を兼務しない主任技術者のXさんは、他の工事の主任技術者を複数兼任することができます。

3. 認められないパターン

パターン4 (配置不可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Xさん	Xさん	
現場代理人	Xさん	Yさん	

⇒現場代理人を兼務する主任技術者のXさんは、現場代理人としての常駐義務があるため、他の工事の主任技術者にはなれません。(この場合、B工事の主任技術者をYさんとするか、B工事の現場代理人をXさんが兼務するか、いずれの方法により配置可能となります。)

パターン5 (配置不可)

	A工事	B工事	C工事
主任技術者	Yさん	Xさん	
現場代理人	Xさん	Yさん	

⇒Xさんは、A工事に現場代理人としての常駐義務があるため、他の工事の主任技術者にはなれません。(この場合、A工事の現場代理人をYさんとするか、B工事の現場代理人をXさんが兼務するか、いずれの方法により配置可能となります。)